

# 地球規模生物多様性概況第4版（GBO-4）要旨

（環境省仮訳）

## 背景

戦略計画 2011-2020 のほぼ中間点で発行される地球規模生物多様性概況第4版（GBO-4）は、20の愛知目標達成に向けた進捗と進捗を加速するために必要な行動の候補、「自然との共生」を掲げる2050年までの長期目標（ビジョン）の達成に向けた展望、21世紀における人間の持続可能な開発のための更に広範な目標を達成するにあたっての生物多様性の重要性について時宜にかなった報告を行う。

## 主要メッセージ

大部分の愛知目標について、その構成要素の一部の達成に向けた大きな進展があった。陸域及び陸水域の少なくとも17%を保護するといった、愛知目標のいくつかの構成要素は達成に向けて順調である。

しかしながら、多くの場合、この進展は2020年に向けて設定された目標を達成するためには不十分であり、戦略計画2011-2020を軌道に乗せ続けるためには追加的な行動が必要である。各目標に向けた進捗を加速化するために重要となる行動の候補が以下にリスト化されている。

広範な指標群からの推測によれば、現在の傾向に基づくと、生物多様性に対する圧力は少なくとも2020年まで増大を続け、生物多様性の状況は悪化を続けることが示唆される。一方で、生物多様性の損失に対する社会による対応が劇的に強化されている現状や、計画期間となっている10年間の残り期間で、各国の計画やコミットメントからそうした対応が引き続き強化されることが見込まれているにもかかわらず、この結果となっている。これは、部分的には、前向きな行動をとることと、認識できる前向きな成果が表れるまでの間に時間差が存在することが原因かもしれない。しかし同時に、圧力に対して対応が不十分であるためとも考えられ、生物多様性損失の要因がもたらしている悪影響を克服できないかもしれない。

一部の愛知目標は、達成されようとしている他の目標に強く依存しているため、単独で取り組むことはできない。特定の目標に向けた行動が残りの目標の達成に特に強く影響する。特に、生物多様性損失の根本要因への対処（通常、戦略目標Aの下にある目標）、愛知目標実施に向けた国家戦略の策定（目標17）、資金的な資源動員（目標20）である。

愛知目標の達成は、2015年以降の開発アジェンダによって対処されるより広範な世界優先事項、すなわち、飢餓や貧困の削減、保健衛生の向上、エネルギー、食料及び清浄な水の持続可能な供給の確保、に大きく寄与する。現在議論されている、持続可能な開発目標の中に生物多様性を組み込むことは、意思決定の本流の中に生物多様性を組み込む機会を提供する。

主要な開発目標、摂氏2度の上昇までの気候変動の抑制、砂漠化や土地劣化への対処とともに、生物多様性の損失を止めるという2050年のビジョンを達成するための現実的な道筋が存在する。しかしながら、これらの目標をすべて達成するためには、土地、水、エネルギー及び原材料の利用における大幅な効率化や、消費習慣の再考、特に食料システムの大規模な変革、といった社会の変化が必要になる。

主要な一次産業に関する分析から、予測される陸域の生物多様性の損失の70%は農業関連の要因によるものであることが示唆されている。このため、食料システムにおける動向に対処することは、戦略計画2011-2020の成否を決めるために決定的な重要である。持続可能な農業と食料システムを達成するための解決策としては、農業景観における生態系サービスの回復による生産性の持続可能な向上、サプライチェーンにおける無駄や損失の削減、消費性向の変化への対処等がある。

## **戦略計画 2011-2020 に係る進捗と主要な行動の概要**

以下は GBO-4 の結論を要約したものであり、戦略計画 2011-2020 の 5 つの上位目標とこれらに対応する愛知目標に関する最近の動向や現状及び 2020 年までの予測を含むほか、より広範に適用された場合に目標に向けた進捗を加速化させる主要な行動の候補を特定している。

本報告は、幅広い情報源から得られた複数の根拠資料をまとめている。本報告書は生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPS）や国別報告書の中で報告されている各国の目標、コミットメント及び活動や、愛知目標に向けた進捗に関する締約国による独自の評価を利用している。本報告書は締約国や学術文献により報告されている生物多様性の状況や動向に関する情報を考慮しているほか、指標に基づく統計的な 2020 年までの推測やより長期的なモデルに基づくシナリオ分析を利用している。

**戦略目標 A：各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本要因に対処する**

**最近の傾向、現状及び予測**

入手可能な限られた証拠に基づくと、生物多様性とその重要性に関する市民の意識は、先進国、途上国の双方で向上しているが、一部の国では依然として低い（目標 1）。貧困削減のための計画プロセスや戦略における生物多様性の価値の取り込みにおいて重要な進捗が見られた。自然資本の国家勘定への統合についても進捗があった。各国の間で大きな差はあるが、国際的なイニシアティブがその差を縮める手助けをしている（目標 2）。各政府は生物多様性にとって有害な補助金の提供を継続しているほか、農業関係の補助金については生物多様性の保全に役立つ奨励措置に転換されてきているが、こうした奨励措置がその目的を達成するかどうかについて結論は出ていない（目標 3）。モノやサービスを生産するために天然資源はより効率的に使用されるようになっているが、この進展は、消費水準の大幅な情報に比べると小さく、現在の消費パターンを踏まえると、生態学的に安全な範囲内に生態系がとどまることは不可能であろう（目標 4）。

### **より広範に適用された場合に、目標に向けた進捗を加速させうる主要な行動の候補**

生物多様性とその価値及びその保全や持続可能な利用を支援するための方法に関する意識を向上させるための、一貫性があり、戦略的で、持続的なコミュニケーションの取組、戦略及びキャンペーン。

コミュニケーションや参画のためのキャンペーンや関連政策の企画・立案を改善するための、行動や要因間の相互作用を動機づけるような社会的、経済的及び文化的な要因の理解を含む社会科学のより良い利用。

環境統計の更なるとりまとめと、生物多様性に関係する天然資源のストック（森林や水等）に関する国家勘定の開発と維持を含む、環境経済会計の構築及び可能な場合にこれらの国の財務会計への取り込み。

撤廃の対象とすべき補助金や奨励措置が既知の場合に、時宜にかなった行動をとり、有害な補助金の廃止、段階的廃止及び改革に向けた政策計画を、優先度や時間枠を含め、策定し、実施すること。

望ましい生物多様性上の成果に向け、農業・環境制度や他の政策措置の目標改善と統合

生物多様性に係る持続可能な慣行を推進するため、説明責任と透明性がある形での、企業や業界団体、市民社会及び政府機関の間のパートナーシップの強化

## **戦略目標 B：生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する**

### **最近の傾向、現状及び予測**

ブラジルのアマゾンなどの一部地域における森林生息地の損失は大きく鈍化した。しか

しながら、世界の他の多くの熱帯地域における森林伐採は依然として増加しているほか、草地、湿地及び河川系を含むあらゆる種類の生息地の分断化や劣化が引き続き進行している（目標 5）。魚の乱獲は引き続き大きな問題であり、過剰利用、枯渇、崩壊に直面している漁業資源の割合が増加を続けているほか、不適切な漁業が生息環境や非漁業対象種に損害を与えている。他方で、先進国に集中しているものの、持続可能な認証を受けている漁業の数も増加している（目標 6）。寒帯及び温帯地域における認証を受けた林業の増加や、農業の環境基準の採択増加は、より持続的な生産を物語っている。しかしながら、農業、水産養殖業、林業における持続不可能な慣行が依然として重大な環境の劣化や生物多様性の損失を引き起こしている（目標 7）。欧州や北米における栄養塩汚染は安定化したが見え、他の地域では増加が見込まれており、依然として水系及び陸域の生物多様性に対する深刻な脅威となっている。化学物質や農薬、プラスチックといった他の形態の汚染も増加している（目標 8）。各国政府は、侵略的外来種の防除と根絶のための措置を強化している。たとえば、特に島嶼部における根絶事例の増加は、侵略的な種による脅威を逆転させることが、しばしば可能であり、効果的であることを示している。しかしながら、全体的な侵入の速度には鈍化の兆しは見えず、多大な経済的及び生態学的コストを伴っている。予防措置をとっている国は限られている（目標 9）。大規模なサンゴ地域の一部は海洋保護区に組み込まれているものの、サンゴ礁に対する陸域及び海洋からの複数の圧力は引き続き増大している。雲霧林やパラモス（熱帯アメリカ地域の高地ツンドラ）等の山地生態系や海面上昇に脆弱な低地生態系を含む他の生態系、特に気候変動に脆弱な生態系の動向に関する情報は少ない（目標 10）。

#### **より広範に適用された場合に、目標に向けた進捗を加速させうる主要な行動の候補**

生息地の損失や劣化に対処するための、正負の奨励措置も含む統合的な政策の策定。業界グループ、先住民及び地域社会、地権者、他のステークホルダー及び一般市民との協働。効果的な保護地域ネットワーク及び地域ベースの他の保全措置（自然再生等）。関連法規制の執行。

過剰な漁獲能力につながる補助金の撤廃・段階的廃止もしくは改革、破壊的な漁業慣行の段階的廃止及び海洋保護区ネットワークの更なる発展と組み合わせた、漁業資源の長期的な健全性について漁業者や地域社会により大きな役割を与える、コミュニティの共同管理等の、革新的な漁業管理の更なる活用。

肥料、農薬及び水利用の使用改善や効率化、収穫後の損失の削減や食料廃棄物の最小限化、持続可能な食習慣の推進を通じた、農業の効率化。

環境への流出を削減するための農業での栄養素の利用効率の改善、下水及び産業排水の処理と再利用の強化、洗剤からのリン酸の除去、及び湿地の保全と再生による栄養塩汚染の低減。

潜在的な侵略性外来種が持ち込まれる可能性を低減させるための国境管理もしくは検疫措置の推進等により、種の侵入の原因となっている主要経路を特定し、防除するための取組を強化すること及びリスク分析と国際的な基準を完全に活用すること。

脆弱な生態系の脅威となる汚染やその他の陸域の活動を低減するために、沿岸域及び陸域の流域を統合的に管理することと組み合わせ、サンゴ礁や密接に関連する生態系における漁業を持続可能な形で管理すること。

## **戦略目標 C：生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する**

### **最近の傾向、現状及び予測**

現在の各国の目標等を考慮すれば、目標 11 の要素である、2020 年までに陸域の 17%を保全するという目標は世界的に達成される見込みである。しかしながら、保護地域のネットワークは依然として生態学的な代表性を欠いているほか、生物多様性にとって極めて重要な場所の多くに対する保全も貧弱である。沿岸及び海洋の領域の 10%を保護するという要素については、沿岸域については達成に向けた軌道に乗っているが、公海を含む外洋や深海の領域は十分に網羅されていない。保護地域の不適切な管理も広がっている。個々の成功事例にもかかわらず、鳥類、哺乳類及び両生類の平均的な絶滅リスクは依然として高まっている（目標 12）。家畜の遺伝的多様性の喪失も進んでおり、5 分の 1 以上の品種が絶滅の危機にあるほか、栽培作物の野生近縁種については生育地の分断化や気候変動による脅威に益々さらされるようになっている。（目標 13）。

### **より広範に適用された場合に、目標に向けた進捗を加速させうる主要な行動の候補**

地球の生態学的地域、海洋及び沿岸の領域（外洋及び深海生息地を含む）、陸水、及び固有性の高い絶滅危惧種の個体群が存在する場所等の生物多様性にとって特に重要な領域をよりよく代表するように、保護地域ネットワークや地域ベースのその他の効果的な保全措置を拡大すること。

保護地域や地域ベースの他の保全措置の管理の有効性や衡平性を向上させ、定期的に評価すること。

特定の絶滅危惧種を直接の対象とする種の行動計画を策定すること

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の下で同意された行動によるものを含め、いかなる種も国内取引もしくは国際的な取引のための持続不可能な利用に供されないことを確保すること

先住民及び地域社会、農業者との協力を強化することや、これらの人々が遺伝的多様性を本来の場所で維持することにおいて果たす役割を認識することを通じ、生産システムにおける地方の作物品種や在来品種を維持するような公共政策や奨励措置を推進すること。

栽培作物や家畜の野生近縁種の保全を保護地域の管理計画に組み込むこと。野生近縁種の生息・生育場所についての調査を行うこと。得られた情報を保護地域ネットワークの拡大や発展のために計画に含めること。

## **戦略目標 D: 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する**

### **最近の傾向、現状及び予測**

湿地や森林といった生態系サービスにとって重要な生息地の損失や劣化が継続している（目標 14）。しかしながら、損失もしくは劣化した生態系の一部、特に湿地や森林、については、中国の様に時には野心的な規模で自然再生の取組が行われている。多くの国、組織そして企業が大規模な自然再生を表明している。また、欧州、北米及び東アジアを含む一部の地域における耕作地の放棄によって、大規模な「自然の推移に任せた受動的な自然再生」が可能になっている（目標 15）。名古屋議定書は 2014 年 10 月 12 日に発効することから、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分のための新たな機会が開かれることになる（目標 16）。

### **より広範に適用された場合に、目標に向けた進捗を加速させうる主要な行動の候補**

社会的弱者がその健康や栄養及び福利や生計の全般に関し直接依存している生態系や、災害リスクを低減する生態系に特に注意を払いつつ、関連ステークホルダーの関与を得て、生態系サービスの提供に特に重要な生態系を国レベルで特定すること。

重要なサービスを提供している生態系（例として湿地、サンゴ礁、河川、及び「給水塔」としての森林や山地等）に対する圧力を低減させるとともに、必要などころでは、その保護や再生を強化すること。

劣化の激しい生態系、生態系サービスや生態学的なつながりにとって特に重要な場所、農業利用やその他の人的利用の放棄が進んでいる場所などを含め、自然再生のための機会や優先地域を特定すること。

可能などころでは、雇用や所得の創出を再生活動と組み合わせることにより、自然再生を経済的に存続可能な活動とすること

2015 年までに、名古屋議定書を実施するための法的、行政的もしくは政策上の措置や制

度的組織を導入すること。先住民及び地域社会、民間部門と協力することにより、関連する意識向上と能力養成のための活動を実施すること。

## **戦略目標 E：参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する**

### **最近の傾向、現状及び予測**

多くの締約国について、2015 年までに生物多様性国家戦略及び行動計画が整備され（目標 17）、戦略計画 2011-2020 の目標を国内での行動に移す手助けになっていることが期待される。言語の多様性の喪失や先住民及び地域社会の大規模な移転によって示されている様に、伝統的知識の減少は続いているが、この傾向は、伝統的な文化に対する関心の増大や保護地域の管理における地域社会の関与を通じ、一部の場所では反転している（目標 18）。生物多様性に関するデータや情報は、自然史収集物や観測のデジタル化記録に対する自由かつ開かれたアクセスを促進する、市民科学ネットワークを含むイニシアティブを通じ、ずっと広く共有されるようになってきている。しかしながら、多くのデータや情報は依然としてアクセス不能で、多くの国ではこれらを動員するための能力が欠如している（目標 19）。あらゆる財源からの資金の動員に向けた進捗について、信頼できる報告を行うためのデータが不足している。しかしながら、入手可能なデータに基づけば、戦略計画 2011-2020 の効果的な実施のためには、あらゆる財源からの資金を著しく増加させるための、さらなる努力が必要となる。

### **より広範に適用された場合に、目標に向けた進捗を加速させうる主要な行動の候補**

あらゆるステークホルダーの参加を得て、国内目標を、対応する指標やモニタリングのためのメカニズムとともに設定するなどして、生物多様性国家戦略及び行動計画が戦略計画 2011-2020 と愛知目標に沿った最新のものであることを確保すること。

先住民の言語を学び、話す機会や、コミュニティーに基づく手法を用いた研究プロジェクトやデータ収集を強化し、保護地域の創設、管理、ガバナンス及び運営に地域や先住民の社会を関与させることで、生物多様性に関する伝統的知識や地域の知識を支援し、持続可能な慣習的利用を推進するような、伝統的な健康管理イニシアティブ等のイニシアティブを推進すること。

例えば共通の情報科学の基準やプロトコルの使用を奨励したり、データ共有の文化を推進したり、自然史収集物のデジタル化に投資したり、生物多様性観測主体に対する「市民科学者」の貢献を推進したりすることにより、更なるデータの動員と取得の機会を強化及び推進すること。

特に生物多様性の変化の「ホットスポット」について、可能なところではほぼリアルタ

イムの情報を提供するような、土地利用の変化のモニタリングを含むモニタリング事業を確立もしくは強化すること

生物多様性国家戦略及び行動計画の一環として、可能な場合には、国の単年度及び複数年度の財政計画周期に合わせた、生物多様性のための国の資金計画を策定すること。

幅広い資金源が必要になることを認識しつつ、補助金の改革や生態系サービスへの支払い制度といった革新的資金メカニズムを追求すること等により、生物多様性に関する資金源を拡大し、生物多様性のための国内及び国際的な資源のフローを増加させること。

## 今後に向けて

戦略計画 2011-2020 に関するこの中間報告は、たとえ困難でも、その目標の多くは依然として達成可能であることを示唆している。これらの目標の達成には、残りの期間において、多くの分野における革新的で大胆な行動と、幅広い政策分野において生物多様性を重視し続けることが必要である。成功事例は、効果的な行動が、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた経路が他にも多くある中で、モニタリングとデータの解析、経済的インセンティブの変革、市場の圧力の活用、規則や規制の執行、先住民及び地域の社会やステークホルダーの関与、脅威に晒されている種や生態系を対象とする保全を通じて、生物多様性損失の複数の要因に同時に取り組むことから生まれることを示唆している。

愛知目標の達成に必要なとされる多くの措置は、更なる食料安全保障やより健全な人口、すべての人にとっての清浄な水や持続可能なエネルギーへのアクセスの向上、といった目標を支援することにもなる。つまり、戦略計画 2011-2020 は持続可能な開発に関するアジェンダの一部である。我々は自然と共生する機会を掴み取るための行動を加速させなければならない。



## 目標「ダッシュボード」 愛知目標に向けた進捗の要素ごとの概要

以下の表は、各愛知目標に向けて達成された進展についての評価とその評価に関する信頼性を、入手可能な証拠に基づいて示すもの（信頼性は\*\*\*で示す）。この表の目的は、愛知目標の達成に向けた軌道に乗っているかどうかについての情報を提供することである。評価は5段階で行われる。

- 5：目標を超えて達成する見込み（期限より前に達成する見込み）
- 4：目標を達成する見込み（このまま進めば2020年までに目標を達成する見込み）
- 3：進捗しているがその速度は不十分（努力を強化しない限り目標年までに目標を達成できない）
- 2：全体としては大きな進捗なし（全体として、目標に近づいても遠ざかっていない）
- 1：目標から遠ざかっている（むしろ悪化している）

愛知目標	愛知目標の要素	状況	コメント	信頼性
1	人々が生物多様性の価値を認識	3	指標がカバーする地理的範囲が限られている。地域差が大きい。	***
	人々が生物多様性の保全と持続可能な利用のための措置を認識	3	活動に関する知識は増加しているが、どの活動がプラスの影響をもたらすかについての理解が限られる。	***
2	生物多様性の価値の開発・貧困解消のための国・地方の戦略への統合	3	地域差がある。評価に利用した文献証拠の殆どは貧困削減戦略に基づくもの。	***
	生物多様性の価値の国・地方の計画プロセスへの統合	3	地域差がある。生物多様性が実際に考慮されているのか不明。	***
	生物多様性の価値の、国家勘定への組み込み	3	WAVES等のイニシアティブが、組み込みに向けた進展の傾向を示している。	***
	生物多様性の価値の、報告制度への組み込み	3	会計処理の改善により、報告の改善が示唆されている。	***
3	生物多様性に有害な奨励措置の廃止、段階的廃止、改革	2	前進と後退があり、全体として大きな進展はない。有害な補助金についての認識は増加したものの、行動が伴わない。	***
	正の奨励措置の策定・適用	3	良好な進展はあるが対象選定の改善が必要。規模が小さく、負の奨励措置が勝る。	***
4	持続可能な生産及び消費のための計画の策定もしくは実施	3	関連の計画は多く存在するが、依然として規模が限定的。	***
	天然資源の利用を生態学的な限度内にとどめる	2	あらゆる測定値が、天然資源の利用増加を示している。	***
5	森林の損失の速度を半減するか、ゼロに近づける	3	森林伐採の速度は一部熱帯地域で著しく低下したが、非常に大きな地域差がある。	***
	全ての生息地の損失を半減するか、ゼロに近づける	2	生息地の種類によって異なる。一部のバイオームについてはデータが不足。	***
	劣化や分断化が著しく減少	1	あらゆる種類の生息地について、分断化と劣化が継続	***
6	魚類、無脊椎動物、水生植物の持続可能で合法的な管理、収穫	3	大きな地域差があるが、一部の国で進展。多くの途上国ではデータが限られる。	***
	枯渇した種に対する適切な回復計画や対策措置	3	一部の地域で進展はあるが、程度は様々。	***
	漁業が絶滅危惧種や脆弱な生態系に悪影響を及ぼさない	2	マグロ延縄漁等で若干の進展はあるが、依然として影響を及ぼしている。	***

	乱獲の回避等、漁業の影響が生態学的に安全な限度内にとどまる	2	乱獲は依然として世界的な課題だが、地域差がある。	***
7	生物多様性の保全を確保するような農業地域の持続可能な管理	3	有機認証や保全農業等に基づく持続可能な管理下にある面積が増加。栄養素の利用は横ばい。不耕起栽培技術が拡大中。	***
	生物多様性の保全を確保するような水産養殖地域の持続可能な管理	3	持続可能性の基準は導入されつつあるが、養殖は急速に拡大中。淡水養殖業の拡大には、持続可能性の点で疑問	***
	生物多様性の保全を確保するような林業地域の持続可能な管理	3	森林認証や判定基準の指標は増加している。認証された森林はほとんどが北方の国々におけるものであり、熱帯諸国の進展は非常に遅い。	***
8	汚染物質の、生態系の機能や生物多様性に悪影響を与えない水準への抑制	明確な評価なし	汚染物質によって大きく異なる。	明確な評価なし
	過剰な栄養素に由来する汚染の、生態系の機能や生物多様性に悪影響を与えない水準への抑制	1	栄養素の利用は一部地域（欧州、北米等）で横ばいだが、依然として生物多様性に有害な水準。他の地域では上昇している。大きな地域差がある。	***
9	侵略的外来種の特定と優先順位の設定	3	侵略的外来種のリスト作成のための措置が、多くの国で講じられている。	***
	侵入経路の特定と、優先順位の設定	3	主要な経路は特定されているが、世界規模では効率的には防除されていない。	***
	優先度の高い種の防除もしくは根絶	3	一部で優先的な防除・根絶が行われているが、データが限られている。	***
	侵略的外来種の導入又は定着の防止	2	措置はとられているが、侵略的外来種の大規模な増加を阻止するには不十分。	***
10	複数の人為的圧力の最小化によるサンゴ礁の健全性と機能の維持	1	新たな海洋保護地域により一部のサンゴ礁地域での乱獲は緩和。陸上からの汚染や未統制の観光事業の圧力は依然増大。	***
	気候変動や海洋酸性化の影響を受けている他の脆弱な生態系の健全性と機能の維持	未評価	海草生息地、マングローブ、山地等の脆弱な生態系についての評価に必要な情報が不十分。	未評価
11	陸域及び陸水域の少なくとも17%の保護	4	保護地域の指定に関する現在のコミットメントを踏まえれば、目標は達成される見込み。陸水域の保護は別個の問題。	***
	沿岸域及び海域の少なくとも10%の保護	3	海洋保護地域は増加しているが、目標は達成されないと予測される。現在のコミットメントに基づけば、達成は領海のみであり、排他的経済水域や公海では達成しない。	***
	生物多様性と生態系サービスにとって特に重要な地域の保護	3	生物多様性重要地域（KBA）の保護は進んでいるが、依然として重要な欠落がある。生態系サービスに関する独自の措置はとられていない。	生物多様性： *** 生態系サービス： ***
	保全されている地域に生態学的な代表性がある	3	進展があり、新規の保護地域が代表的であれば、陸域生態系について目標達成の可能性はある。海域、淡水域にも進展はあるが、まだまだ不十分。	陸域・海域： ***、 陸水： ***

	保全されている地域が効果的かつ 均衡に管理されている	3	有効性の改善に関する合理的な証拠はあるが、サンプル数が少ない。コミュニティの保護への参加が増加傾向。地域、場所に大きく依存する。	***
	保全されている地域が良好につながっており、より広域な景観に統合されている	3	回廊や国境をまたぐ国立公園のためのイニシアティブは存在するが、つながりは不十分。淡水の保護地域はほとんど分断されたまま。	***
12	既知の絶滅危惧種の絶滅防止	2	2020年までに、両生類と魚類等で、更なる絶滅が起こる見込み。鳥類と哺乳類については、絶滅が防止された例あり。	***
	最も減少している種の保全状況の維持・改善	1	レッドリスト指数は依然として低下。全体として、全ての種群にわたり絶滅リスク低下の兆候はない。地域差が大きい。	***
13	栽培植物の遺伝的多様性の維持	3	ギャップはあるが、植物遺伝資源の生息域外コレクションは引き続き改善。農業慣行や市場の嗜好の変化に直面し、地域品種の長期的保全確保のための支援は限定的。	***
	家畜動物の遺伝的多様性の維持	3	生産環境やジーンバンク等での保全活動は増加しているが、現時点では不十分。	***
	野生近縁種の遺伝的多様性の維持	2	生息域外施設での保全は漸増したもの、保護地域管理計画中での対応は殆どなく、野生下での保全は依然非常に不安定。	***
	社会経済的、文化的に貴重な種の遺伝的多様性の維持	未評価	評価に必要なデータが不十分	未評価
	遺伝資源損失の最小化と遺伝的多様性保護のための戦略の策定と実施	3	FAOの行動計画が、国や国際的な戦略や行動計画を策定するための枠組みを提供	***
14	保健、生計、福利に寄与する重要なサービスを提供する生態系の、回復と保護	2	生態系やサービスの間での差が大きい。サービスの提供に特に重要な湿地やサンゴ礁等の生態系は依然として減少。	***
	女性、先住民及び地域社会、貧困層、及び社会的弱者のニーズの考慮	1	特に貧困層と女性が、生態系サービスの損失継続による影響を受けている。	***
15	生態系のレジリエンスと炭素貯留に対する生物多様性の貢献が保全と再生を通じて強化	2	再生や保全の努力にもかかわらず、世界にとって重要な二酸化炭素の貯留先である森林の純損失が継続。	***
	劣化した生態系の15%以上の再生による気候変動の緩和・適応や砂漠化対処への貢献	3	多くの取り組みが進行中だが、劣化した生態系の15%を再生するかどうかの評価は困難。	***
16	名古屋議定書の発効	5	設定された目標よりも早く2014年10月12日に発行	***
	国内法と調和のとれた形での名古屋議定書の運用	4	これまでの進展から、批准国において2015年までに運用される見込み。	***
17	2015年末までの生物多様性国家戦略・行動計画(NBSAP)提出	4	情報のある締約国について、約40%が2014年10月までに、90%が2015年末までにNBSAPを完成させる見込み。	***
	効果的な政策手段としてのNBSAPの採用	3	COPのガイダンスに従っているかという点での更新済みNBSAPの妥当性は様々。	***
	NBSAPの実施	3	更新されたNBSAPの実施の程度は様々。	***
18	伝統的知識、先住民や地域社会	3	国際的にかつ多くの国において尊重、認	***

	の工夫や慣行の尊重		識、推進のためのプロセスが進行中。	
	条約実施における伝統的知識や工夫や慣行の統合と配慮	3	伝統的知識と持続可能な慣習的利用は、条約下のすべての関連活動で更に統合される必要がある。	***
	先住民及び地域社会の完全かつ効果的な参加	3	地方、国、国際レベルでの関連プロセスへの有意義な参加に必要な能力の強化に向けた取組は継続しているものの、限られた資金と能力が依然として障害。	***
19	生物多様性とその価値、機能、状況及び傾向、その損失による影響に関する知識、科学的基礎、技術の改善	4	意思決定に関係する情報や知識の伝達のために多大な努力が払われているほか、関連するプロセスや機関が存在。	***
	生物多様性に関する知識、科学的基礎や技術の幅広い共有と移転、適用	3	様々な収集・観測システムから得られるデータの解析・解釈が改善。こうして得られた知識を機能的な応用システムに統合するモデルや技術を保証するための連携については改善が必要。	***
20	戦略計画 2011-2020 実施のために、あらゆる財源からの資源動の動員が、2010 年の水準から著しく増加	3	国内資金、革新的資金メカニズム、民間部門を含む多くの資金源に関する情報が限定的。二国間の ODA は 2006-2010 年の基準値に比べ、全般的に増加。	***